

(第五部)

第五回 参議院法務委員会會議録第二十号

昭和二十四年五月二十三日(月曜日)

委員の異動

五月二十二日(日曜日)委員鈴木安孝君
辭任につき、その補欠として國伊能君
を議長において選定した。

本日の会議に付した事件
○弁護士法案(衆議院提出)

午後等時三分開会

○委員長(伊藤修君) ではこれより法
務委員会を開きます。本日は弁護士法
改正法案を議題にいたします。前回
に引続き質疑に入ります。質疑はこ
の程度において終局することに御異議
ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(伊藤修君) それでは質疑は
これを以て終局いたします。では直ち
に討論に入ります。

○大野第一君 本日より一部修正案を
提出いたします。弁護士法案の一部を
次のように修正する。

第五條第二号中「法務府事務官又は」
を「法務府事務官」に改め、「法務府研
修所の教官の下に」又は衆議院法制局
若しくは参議院法制局の参事」を加え
る。「この修正の趣旨は、衆議院法制局
又は参議院法制局の参事にして、司法
試験を受け及第したる者に資格を與え
よむとするものでありまして、丁度法
務府の事務官を一定年限なした者と同
じ資格を附與せんとするものでありま
す。

第三十五條第三項を削る。

第五節 法務委員会會議録第二十号

第五十四條中、見出し(会長の職務
及びその身分等)とあるの(会長の職
務)に改め、同條第二項を削る。」

この三十五條第三項を削り、第五十四
條中の改正の部分は三十五條第三項を
削つた結果として、その身分というも
のが必要でなくなつたために削るので
あります。

○委員長(伊藤修君) 三十五條の第三
項を削つた結果、公務員という身分の
表現が外れることになりまして、そ
れで五十四條中の身分の事項は修正す
るのであります。そうして三十五條を
五十四條の二項において延用してあり
ますから、延用の條項を外すことにな
りますから……。

○大野第一君 只今委員長の説明の通
りであります。

○松井第一君 只今の大野君の修正の
動議に賛成いたします。

それから私からも修正案を提出した
します。原案を「職務上の権利及び義
務」の見出しにし、第二十三條として、
弁護士は、その職務を執行するため必
要な事実の調査及び証拠のしる集を行
うことができる、但し、相手方は、正
当の理由がある場合には、これを拒む
ことができる。」

それから二項として「弁護士又は弁
護士であつた者は、その職務上知り得
た秘密を保持する権利を有し、義務を
負ふ。但し、法律に別段の定めがある
場合は、この限りでない。」と修正す
る。理由を申し上げますと、現在自由に
委ねられておる事実の調査及び証拠の蒐

集というものを、権利として確立しよ
うという意味であります。二項の方は
一項を新しく入れた関係で、一項が二
項に代つたというわけでありまして、今
の必要な事実の調査及び証拠の蒐集に
は勿論強制権は伴うわけではありませ
ん。將來実績によりましてこの適當
な批判が確立するものと思つておるの
であります。

○委員長(伊藤修君) 只今の松井委員の修正
に對して私は松井委員の言われる趣旨
は了解いたしますが、たださういふ
その他において事務煩瑣で困難してお
るという現状において、弁護士が権利
として先程の調査及び証拠の蒐集を始
めることになり、これを裁判所等に向
つて質問し、又は弁護士によりまして
は、これを以て檢察官の類似の行動と
するようになることになつては甚だ不安を
増すものがあると思つて、この点
は松井委員においてはその弊害を考
へておられるのですか。

○松井第一君 お答えいたしますが、
さういふ弊害がある場合には弁護士会
といたしまして速かに懲戒権を發動す
るなり、又將來裁判所の規則制定権
若し必要なら規制を加へ、規範を作る
ようなことも考えられると存じますの
で、さういふ弊害はできるだけないよ
うにしたいと存じております。

○委員長(伊藤修君) 私は東京浅草に住んで
おりますが、社会の裏面についても相
當目を光らしておりますが、防犯協会
の役員の記事を持つた者が、これを利
用して警察官を威嚇するやうなことが

随分あるということを承知いたしてお
ります。弁護士にしてさういふ卑劣な
ことをする者はないと思つていただけ
も、ここに権利として與えられたとい
うことになりまして、何か弁護士に類
するやうな人が、さういふ行動に出
て、却つて弁護士の体面を汚すやうな
ことがないこともないと思つておるの
です。

松井委員の本日の発言は、これを記録
に残して將來において研究せられる方
がよくなるかと思つてあります。

○松井第一君 十分弁護士会等におい
て、さういふ御意見を刷うように連合
会あたりからも指令を出して貰うよう
にしたいと存じます。

○委員長(伊藤修君) 松井君の動議に
對して何か……。

○大野第一君 只今のは提案者に対す
る質疑應答なりと存じまして、松井君
修正案提出の動議に私賛成の意を表し
ます。

○松井第一君 私は第三條の第二項
を削るといふことに修正したいのであ
ります。その理由は皆さんのお手許に
お返しして置きましたのに書いてお
いたんであります。極く簡単にあり
ますから、その理由を説きます。一弁
士及び税務代理士法においては、弁
士が弁理士又は税務代理士たり得べき
ことを規定しおられるが、主務官廳の監
督規定及び懲戒等に関する規定を、弁
護士が当然弁理士及び税務代理士たる
場合に如何に適用すべきかについて、
不明確なる所あり、むしろ弁理士法及
び税務代理士法において、弁護士に關

し必要あるべき規定を置くを適當なり
と考へる。さういふ趣旨で削りたいの
であります。併しながらこれは弁理士
法乃至税務代理士法のできることを要
望しての削除案でありまして、そちら
の方が間に合いませんと、弁護士はや
はり從來と同じやうな工合に、弁理士
なり税務代理士になるときに非常に主
務官廳との何かの面會對するに私
は感服するのであります。それでありま
すから、私も本旨はさういふやう
にしたい。現在あります案の「弁理士
及び税務代理士の事務を行うことがで
きる。」という下に、「この場合には弁理
士又は税務代理士として弁理士法又は
税務代理士法の規定に従わなければな
らない」といふやうな規定を入れて、
実は三條の二項を存置したい。とこ
ろが手続が間に合わなかつたために、
私の本旨の方が進め得なくなつた。こ
れは非常に遺憾が急ぎますから止むを
得ず私の第二の意見として、前に出し
ました案で、一應はこの度はお認め願
いたいと思つて、その意味は弁理士
の方でも考へて頂くし、又弁理士、税
務代理士の方でも早く両方相談して頂き
たい、さういふ希望を以てお願い申上
げます。政府委員もここにいふにな
るからお聴取りを頂きたい。この両方
共やつて頂きたい。削れば削つていい
という趣旨ではありません。さういふ
意味でお願するものであります。

それから第三に第十二條第二項中
「常時勤務を要する公務員」を「裁判官
又は檢察官」に改める。さういふので

あります。これも皆さんのお手許に修正案としてお廻しして置きましたところの理由として書いておきます。極く簡潔であります。それは裁判官又は検察官たりし者で「初めの方を申し上げます。実は私は削りたいのです。十二條の第二項というものを削りたいのであります。これを裁判官と検察官だけにして修正案にいたすという趣旨がはつきり分りませんから、お聴取願いたい。初め私は全部これを削つてしまおうという案で進んでおります。その理由をここに極く簡単に申し上げます。「裁判官又は検察官たりし者で、弁護士との職務を行わせることが、特に適正を欠く虞れがある」といふことがありますが、あるとすれば、それは裁判官又は検察官として許されないことである。裁判官又は検察官として固から不問に附せられておることを、弁護士として不登録の事由とするは適当でない。このういふことでありませぬ。況んや制限なく、公務員たりし者について、かかる事由あることもあると予想することは行き過ぎである。元來登録請求拒絶の原因となることは明確に制限的に定むべきである。このういふ思想でありますから、これは実は削つてしまいたい。削るといふ趣旨はここにありますので、裁判官、検察官の方で規定して貰いたいという考えなんです。ところが検察官の方で規定するんだという一向御用意がないようですが、そうなると思ふ、この際止むを得ざる処置として、只今申しましたような修正案で進むの外はない。裁判官と弁護士だけに限つては、ここに書いてありますこと、登録の際にいろいろ詮議する。このういふ方法で進むより外はない。この

趣旨は公務員法第百三條の第二項にこのういふことが書いてあります。職員は、離職後二年間は、営利企業の地位で、その離職前五年間に在職していた人事院規則で定める國の機関と密接な関係のあるものにつくことを承諾し又はついでにはならない。このういふことが書いてある。このういふ意味のことが弁護士や、検察官、裁判官の間にあるのではないかとこのことを心配するのであります。若しありとすれば公務員法について一般の職員にかくのごとき規定をするがごとく、裁判官、検察官の上においてもその在職中離職に仕事をして貰う。後で暫くすれば、自分は弁護士になるからというういふ心持を示すような態度をもつて仕事をして貰つては困りますから、さういふことのないような規定を弁護士法でこのういふことを書くことは、裁判官及び検察官に対する、或る場合においては侮辱だと思ふ。裁判官検察官の方が必要であればこのういふ規定を書いて貰いたい。このういふのが、私の本旨であります。併しまだ政府の方で今申しましたように用意がない。検察官や裁判官についてもさういふところについての検討が十分でないでありますから、この際止むを得ない審議の急を要します際におきましては、修正案として今申し上げましたごとく、第十二條二項中の當時勤務を要する公務員というものを限定して、裁判官又は検察官としたいというういふ趣旨であります。

士は、受任している事件に関し相手方から利益を受け、又はこれを要求し、若しくは約束してはならない。このういふことに對する、禁止についての処罰規定であります。もとよりこのういふ行為は、嚴にこれを禁止しなげなければならないことは言うまでもありませんが、併しながらその反則はおのずから軽重の差がある。又は事情においても非常に深刻なものあり、然らざるものあり、過去のこれまでの刑罰法規の批定を見ますれば、ひとり体刑のみの規定というものは、甚だしい。従つて処罰の範圍を非常に廣くして置くということは、やがてはこゝろの反則者の微々たる者、或いは情狀の輕き者等については、体刑はひどいといふことによつて許されるような結果にもなりましよう。結局法定の趣旨を生かすという意味においての非常な妨害にもなると思ふ。従つて情狀如何によりましては、金刑を課す場合がある。このういふことにして嚴かなければ、ひとり体刑のみに限定することは、却つて法定の趣旨を生かすことができないと思ひますから、この意味において、これは選擇刑として、やはり「三年以下の懲役又は十千円以下の罰金に処する」というふうにするか、最も二十六條を生かす意味において適當である。このういふ趣旨から修正の動議を提出いたします。

○大野幸一君 本員は松村委員並びに鬼丸委員の修正案の動議に賛成いたします。

○委員長(伊藤修君) 他に御意見がなければ、討論はこれを以て終局することに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(伊藤修君) それでは討論はこれを以て終局いたします。お諮りいたします。只今鬼丸委員、松井委員、松村委員、大野委員各委員からいずれも修正案が出ておりますが、これを一括して問題に供することに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(伊藤修君) それではさう決定いたします。

○委員長(伊藤修君) 松井委員、松村委員、大野委員の各修正案を問題に供します。

修正案全部に御賛成の方は御起立を願います。

〔総員起立〕

○委員長(伊藤修君) 全会一致、修正案通りに決定いたしました。

○委員長(伊藤修君) では修正部分を除く原案についてお諮りいたします。原案全部を問題に供します。

御賛成の方は御起立を願います。

〔総員起立〕

○委員長(伊藤修君) 全会一致を以て、原案通り可決することと決定いたします。

向本会議におけるところの委員長の口頭報告の内容については、予め御了承を願つて置きます。御賛成の方は御署名をお願いいたします。

多数意見者署名

大野 幸一 遠山 丙市
宮城タマヨ 星野 芳樹
松村眞一郎 團 伊能
來馬 琢道 松井 道夫

○委員長(伊藤修君) 本日はこの程度で散会いたします。

午後零時二十四分散会

出席者は左の通り。

委員長 伊藤 修君
理事 鬼丸 義賢君
宮城タマヨ君
委員 大野 幸一君
團 武雄君
伊能君
遠山 丙市君
來馬 琢道君
松井 道夫君
松村眞一郎君
星野 芳樹君

政府委員
法務部長 遠山 丙市君

五月二十一日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案(衆)

罹災都市借地借家臨時処理法(昭和二十一年法律第十三号)第二十五條の二の災害を左表上欄記載のとおり、同欄記載の災害につき同條の規定を適用する地区を同表下欄記載のとおり定める。

罹災都市借地借家臨時処理法(昭和二十一年法律第十三号)第二十五條の二の災害を左表上欄記載のとおり、同欄記載の災害につき同條の規定を適用する地区を同表下欄記載のとおり定める。

罹災都市借地借家臨時処理法(昭和二十一年法律第十三号)第二十五條の二の災害を左表上欄記載のとおり、同欄記載の災害につき同條の規定を適用する地区を同表下欄記載のとおり定める。

く、登録の際にいろいろ詮議する。この正の動議を提出いたします。その趣旨は法案第二十六條にありまする弁議

とに御異議ありませんか。〔異議なし〕と呼ぶ者あり

で散会いたします。午後零時二十四分散会

災	害	地区
昭和二十四年五月十三日山梨縣南都留郡谷村町におこつた火災		山梨縣のうち 南都留郡のうち 谷村町

附則

この法律は、公布の日から施行する。

五月二十二日日本委員会に左の事件を付託された。

- 一、罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案(衆)
- (予備審査のための付託は五月二十一日)

第五節 法律委員会會議第二十号 昭和二十四年五月二十三日【議案】

第五部 法務委員會會議錄第二十号 昭和二十四年五月二十三日 (會議録)

昭和二十四年六月十日印刷

昭和二十四年六月十一日発行

参議院事務局

印刷者 印刷局

(第六部)